

3 歳児に係る提供体制の確保方策について

1 これまでの経緯

- (1) 「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」（令和 3 年 7 月策定）
 - ・「幼児教育・保育の無償化において、3 歳児以上については利用料が無償となりましたが、これは 3 歳以上の子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するという趣旨であると考えられることから、すべての 3 歳児が入園できる提供体制を確保することを目指します。」
 - ・「そのため、市立幼稚園においても、地域での 3 歳児のニーズの把握に努めるとともに、提供体制や保育室の状況等を踏まえ、3 歳児保育の導入について検討を行っていきます。」
- (2) 令和 3 年度第 1 回子ども・子育て会議（令和 3 年 9 月 2 日開催）

方針に基づき、すべての 3 歳児が教育・保育施設を利用できる体制を整備するため、在宅の 3 歳児を対象にアンケート調査を実施する。

2 アンケート結果の分析

「(4) 教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を利用していない理由」において、1 号認定での利用を希望した保護者（①②③⑤を選択）から複数回答による重複数を除いた実人数は 166 名である。

「子ども・子育て支援事業計画」においては、1 号認定の提供体制について、「量の見込み」よりも「確保の内容」の方が大幅に多くなっており、全体としては余剰が生じている。しかし、その約半数は市立幼稚園の 4 歳児、5 歳児の定員が占めていることから、3 歳児については、1 号認定での利用を希望しても、利用できていない児童も発生していると推察される。

○地域ブロックごとの内訳（n=166）

地域ブロック	回答者数
北東部	4
東部	36
中部	34
中部南	33
南西部	45
北西部	11
家島	3

3 3歳児の1号認定子どもに対する提供体制の確保方策について

市立幼稚園の4歳児、5歳児に係る1号定員の減少に合わせ、3歳児の1号定員の増加を図る。

今後、1号定員の増加も含めた各私立施設の意向を調査し、子ども・子育て会議認可・確認分科会において、利用定員の変更について審議を行う。

私立施設の定員増等により提供体制の確保を図ったのち、なお不足する提供体制については市立幼稚園での3歳児保育の拡充をする。

なお、市立幼稚園での3歳児保育の拡充にあたっては、3歳児保育を行う場合でも、子どもの育ちのためには一定の集団規模は必要となることから、対象の地域は、アンケート調査の結果一定のニーズが見込まれる、東部、中部、中部南、南西部ブロックとする。